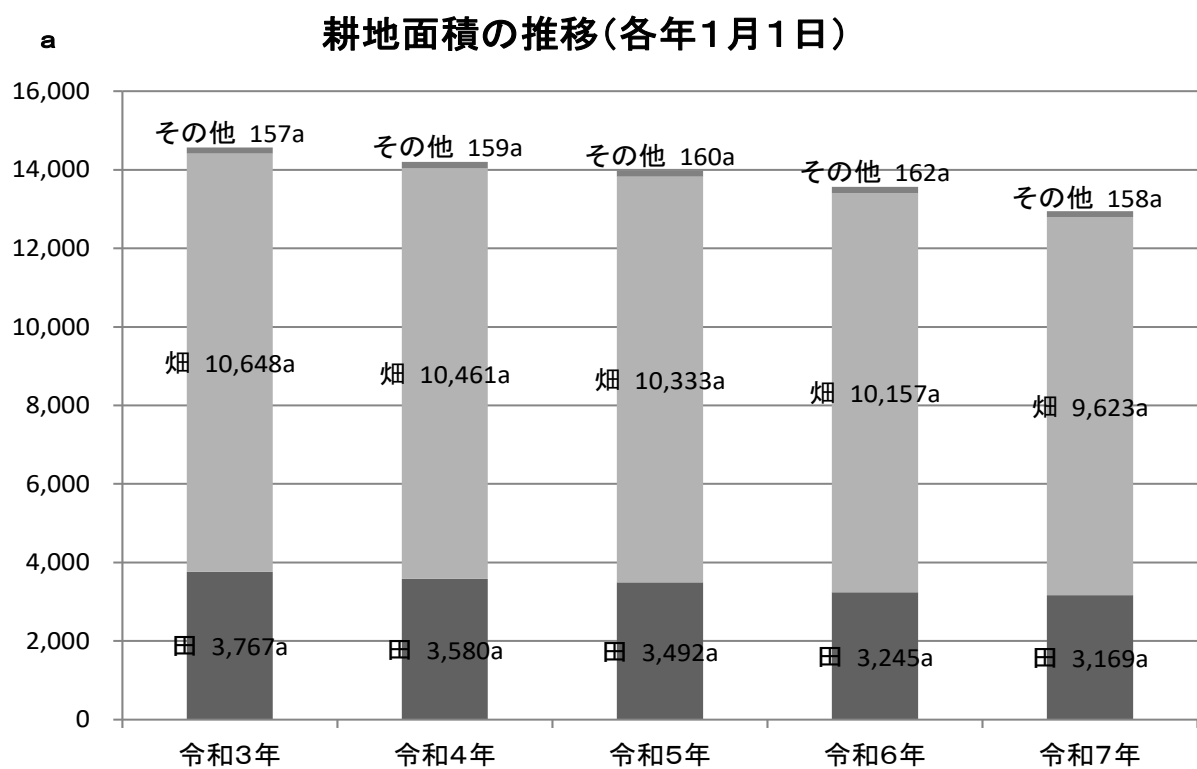


4 農 業



農 家 数 及 び 農 業 人 口

(各年1月1日)

年 次	農 家 数					農 業 従 事 人 口		
	総 数	専 業 農 家	兼 業 農 家			総 数	男	女
			総 数	第 1 種兼業	第 2 種兼業			
令和 3	417	11	406	18	388	937	549	388
4	416	9	407	26	381	848	506	342
5	408	8	400	18	382	806	490	316
6	394	8	386	18	368	774	466	308
7	388	9	379	16	363	751	448	303

資料：生活環境部産業振興課

耕 地 面 積

(単位：a) (各年1月1日)

年 次	総 面 積	田	畑	その他	一戸当たり 平均耕地面積
令和 3	14,572	3,767	10,648	157	34.9
4	14,200	3,580	10,461	159	34.1
5	13,985	3,492	10,333	160	34.3
6	13,565	3,245	10,157	162	34.4
7	12,949	3,169	9,623	158	33.4

注：市外農地を含む。

資料：生活環境部産業振興課

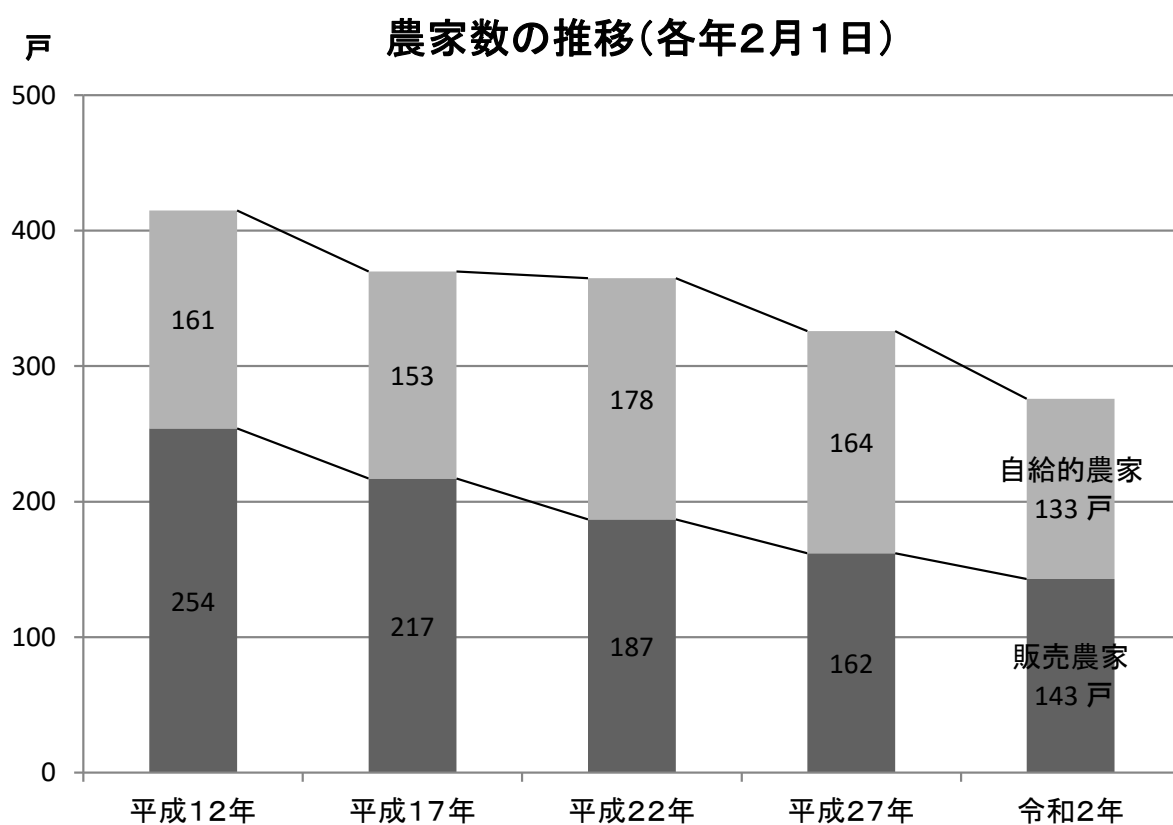
農 地 転 用 状 況

(単位：㎡)

年 度	総 数	農地法第4条による転用			農地法第5条による転用		
		総 数	住宅用地	その他	総 数	住宅用地	その他
令和 2	30,688	7,662	4,213	3,449	23,027	16,045	6,982
3	23,107	4,457	2,268	2,189	18,650	15,923	2,728
4	30,552	7,303	5,053	2,250	23,249	16,870	6,379
5	49,939	13,440	2,979	10,461	36,499	32,001	4,498
6	39,018	9,983	5,771	4,212	29,036	25,620	3,416

資料：府中市農業委員会

農 林 業 セ ン サ ス



【用語の解説】

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

① 露地野菜作付面積	15a
② 施設野菜栽培面積	350㎡
③ 果樹栽培面積	10a
④ 露地花き栽培面積	10a
⑤ 施設花き栽培面積	250㎡
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1頭
⑦ 肥育牛飼養頭数	1頭
⑧ 豚飼養頭数	15頭
⑨ 採卵鶏飼養羽数	150羽
⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
⑪ その他	(調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模)
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。)
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200㎡以上の素材を生産した者に限る。)

農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個人経営体

個人(世帯)で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

法人経営体

農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

なお、「農業を含む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

主業経営体

農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

準主業経営体

農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

副業的経営体

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

農業専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員をいう。

農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

（１）農家数

（単位：戸）（各年2月1日）

年 次	総数	販売 農家数	自給的農 家
平成 1 2	415	254	161
1 7	370	217	153
2 2	365	187	178
2 7	326	162	164
令和 2	276	143	133

資料：農林業センサス結果（農林水産省）

（２）農家別経営耕地面積、農家一戸当たりの耕地面積

（令和2年2月1日）

	農家数(戸)	経営耕地面積(ａ)	農家一戸当たり の耕地面積(ａ)
総数	276	10,765	39.0
販売農家	143	8,550	59.8
自給的農家	133	2,215	16.7

資料：農林業センサス結果（農林水産省）

（３）主副業別経営体数（個人経営体）

（単位：戸）（令和2年2月1日）

計	主業農家	うち65歳未満 の農業専従者 が いる	準主業農家	うち65歳未満 の農業専従者 が いる	副業的農家
153	18	17	85	70	50

資料：農林業センサス結果（農林水産省）

(4) 経営主年齢階層別経営体数

(単位：人) (令和2年2月1日)

総数	15～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
156	-	-	3	6	20	42	39	46

資料：農林業センサス結果（農林水産省）

(5) 区市町村、主副業別経営体数（個人経営体）

(単位：戸) (令和2年2月1日)

地 域	計	主業	6 5 歳未満 の農業従事 者がいる	準主業	6 5 歳未満 の農業従事 者がいる	副業的
東 京 都	5,041	554	516	2,176	1,773	2,311
区 部	790	52	48	460	385	278
市 部	3,595	367	342	1,637	1,330	1,591
町 村 部	656	135	126	79	58	442
八 王 子 市	342	50	45	101	79	191
立 川 市	239	35	34	116	98	88
武 蔵 野 市	53	3	2	38	29	12
三 鷹 市	206	9	7	134	123	63
青 梅 市	135	17	17	23	12	95
府 中 市	153	18	17	85	70	50
昭 島 市	54	2	2	24	22	28
調 布 市	127	5	5	82	69	40
町 田 市	319	32	26	96	73	191
小 金 井 市	87	1	1	57	45	29
小 平 市	207	10	8	109	84	88
日 野 市	129	6	5	53	42	70
東 村 山 市	168	20	19	89	74	59
国 分 寺 市	157	19	18	95	74	43
国 立 市	50	4	3	30	26	16
福 生 市	11	-	-	5	4	6
狛 江 市	58	2	2	38	33	18
東 大 和 市	74	5	5	40	35	29
清 瀬 市	154	38	38	76	69	40
東久留米市	179	15	15	92	76	72
武蔵村山市	141	11	9	52	41	78
多 摩 市	22	1	1	9	5	12
稲 城 市	158	21	20	66	50	71
羽 村 市	58	4	4	25	17	29
あきる野市	175	23	23	22	12	130
西 東 京 市	139	16	16	80	68	43

資料：農林業センサス結果（農林水産省）

(6) 組織形態別経営体数 (農業経営体)

(単位：経営体) (令和2年2月1日)

合計	法人化している					地方公共団 体財産区	法人化 していない	うち 個人経営体
	計	農事組 合法人	会社	各種団体	その他 の法人			
156	2	-	1	-	1	1	153	153

資料：農林業センサス結果 (農林水産省)

(7) 農産物販売金額規模別経営体数 (農業経営体)

(単位：経営体) (令和2年2月1日)

計	農産物の 販売なし	50万円 未満	50～100 万円未満	100～300 万円未満	300～500 万円未満	500～ 1,000 万円未満	1,000～ 3,000 万円未満	3,000～ 5,000 万円未満	5,000 万円以上
156	10	31	20	47	24	14	8	-	2

資料：農林業センサス結果 (農林水産省)

(8) 農産物販売金額1位の部門別経営体数 (農業経営体)

(単位：経営体) (令和2年2月1日)

販売のあつ た経営体数	稲作	雑穀・ いも類 ・豆類	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・ 花木	その他の 作物	養鶏	その他 畜産
146	9	4	82	13	24	9	3	1	1

資料：農林業センサス結果 (農林水産省)

(9) 経営耕地面積規模別面積 (農業経営体)

(単位：a) (令和2年2月1日)

計	0.3 ha未満	0.3～ 0.5 ha未満	0.5～ 1.0 ha未満	1.0～ 1.5 ha未満	1.5～ 2.0 ha未満	2.0～ 3.0 ha未満	3.0～ 5.0 ha未満	5.0～ 10.0 ha未満	10.0～ 20.0 ha未満
8,873	661	2,219	3,201	1,584	150	485	-	573	-

資料：農林業センサス結果 (農林水産省)

(10) 経営耕地の状況 (農業経営体)

(令和2年2月1日)

経営耕地 のある 経営体数	経営耕地 総面積 (a)	田		畑		樹園地		借入耕地	
		田のある 経営体数	面積計 (a)	畑のある 経営体数	面積計 (a)	樹園地 のある 経営体数	面積計 (a)	借入耕地 のある 経営体数	借入耕地 面積(a)
156	8,873	36	933	144	5,995	48	1,945	9	168

資料：農林業センサス結果 (農林水産省)

(11) 東京都26市別農林業経営体数

(単位：経営体) (令和2年2月1日)

地 域	農林業 経営体	個人 経営体	団体 経営体	法人 経営体	農業 経営体	個人 経営体	団体 経営体	法人 経営体	林業 経営体
東 京 都	5,224	5,104	120	108	5,117	5,041	76	71	152
区 部	849	806	43	41	809	790	19	19	40
市 部	3,671	3,626	45	37	3,629	3,595	34	31	74
町 村 部	704	672	32	30	679	656	23	21	38
八 王 子 市	349	347	2	－	342	342	－	－	19
立 川 市	244	239	5	5	244	239	5	5	1
武 蔵 野 市	54	53	1	1	54	53	1	1	－
三 鷹 市	208	208	－	－	206	206	－	－	2
青 梅 市	154	146	8	7	138	135	3	3	24
府 中 市	156	153	3	2	156	153	3	2	－
昭 島 市	57	56	1	1	55	54	1	1	2
調 布 市	129	127	2	2	129	127	2	2	－
町 田 市	325	321	4	3	323	319	4	3	2
小 金 井 市	88	87	1	1	88	87	1	1	－
小 平 市	209	207	2	2	209	207	2	2	－
日 野 市	129	129	－	－	129	129	－	－	－
東 村 山 市	168	168	－	－	168	168	－	－	－
国 分 寺 市	160	157	3	3	160	157	3	3	－
国 立 市	52	51	1	1	51	50	1	1	1
福 生 市	12	11	1	－	12	11	1	－	－
狛 江 市	58	58	－	－	58	58	－	－	－
東 大 和 市	74	74	－	－	74	74	－	－	1
清 瀬 市	156	155	1	1	155	154	1	1	1
東久留米市	180	179	1	1	180	179	1	1	－
武 蔵 村 山 市	142	141	1	1	142	141	1	1	－
多 摩 市	24	23	1	1	23	22	1	1	1
稲 城 市	161	158	3	3	160	158	2	2	3
羽 村 市	58	58	－	－	58	58	－	－	－
あきる野市	184	181	3	1	175	175	－	－	17
西 東 京 市	140	139	1	1	140	139	1	1	－

注：農業と林業を営む経営体数は、農業と林業双方の経営体数に含まれているため合計数値は一致しない。

資料：農林業センサス結果（農林水産省）